

社会福祉法人 光紀会 理事・評議員名簿

	氏 名
理事	矢 野 光 孝
	柳 沢 紀 彦
	上 田 耕 市
	木 本 宗 雄
	中 村 民 男
	矢 野 八 代 子
監事	兒 玉 静 雄
	渡 部 憲 市
評議員	安 達 洋 太 郎
	片 伯 部 政 晴
	片 寄 未 砂 子
	黒 木 美 生
	高 見 政 博
	増 田 勇 二
	本 村 隆 房

## 社会福祉法人光紀会 役員報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光紀会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に規定する理事及び監事（以下、「役員」という。）並びに評議員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員及び評議員に対する報酬は支給しない。

### (費用弁償)

第3条 役員及び評議員が法人の業務を行うため、出張した場合は費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費支給規程による。

(ただし、日当は3,000円とする。)

### (職員兼役員の特例)

第4条 職員で、法人の役員である者については、職員の旅費支給規程を適用する。

### (費用弁償の方法)

第5条 費用弁償の方法については、職員の例による。

### 附 則

この規程は、平成9年 2月 1日から施行する。

### 附 則

この改正規程は、平成17年12月 1日から施行する。

### 附 則

この改正規程は、平成27年 8月 1日から施行する。(第1条、第4条関係)

### 附 則

この改正規程は、平成29年 6月 16日から施行する。